

訪問型サービス（独自）サービスコード表（令和6年4月1日から令和6年5月31日）

和歌山県 海南市

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A 2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	1,176	1月につき	
A 2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	39	1日につき	
A 2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）	2,349	1月につき	
A 2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）	77	1日につき	
A 2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	3,727	1月につき	
A 2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	123	1日につき	
A 2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	-12	1月につき	
A 2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	-1	1日につき	
A 2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）	-23	1月につき	
A 2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）	-1	1日につき	
A 2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	-37	1月につき	
A 2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	-1	1日につき	
A 2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A 2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		1月につき	
A 2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		1月につき	
A 2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき	
A 2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				1日につき	
A 2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき	
A 2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				1日につき	
A 2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A 2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				1日につき	
A 2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A 2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算		100
A 2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算		200
A 2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回限度	
A 2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の137/1000加算	1月につき	
A 2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の100/1000加算		
A 2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の55/1000加算		
A 2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000加算	1月につき	
A 2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000加算		
A 2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算			

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

※訪問型サービス同一建物減算Ⅰ～Ⅲを適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

⑧「厚生労働省告示第七十二号」の別表と本市の違いについて…イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チのうち、ニ～トは本市においては実施していません。